

令和4年度 東京都北区定期監査（本庁等）結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、
令和4年度定期監査（本庁等）の監査結果を別紙のとおり公表する。

令和4年8月23日

東京都北区監査委員	石	井	稔
同	佐	藤	明 充
同	渡	辺	かつひろ
同	佐	藤	ありつね

別紙

令和4年度 定期監査（本庁等）の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を報告します。
 なお、令和4年5月19日までは、いながき浩前監査委員、花見たかし前監査委員が関与し、同月20日からは、渡辺かつひろ監査委員、佐藤ありつね監査委員が関与しました。

記

1 監査実施日及び対象課

	監査実施日	対 象 課
政策経営部	5月16日(月)	企画課、基本構想担当副参事、 経営改革・公共施設再配置推進担当課長、財政課、 情報政策課、広報課、シティプロモーション推進担当課長
総務部	5月18日(水)	総務課、新庁舎担当副参事、職員課、 多様性社会推進課
	5月25日(水)	契約管財課、営繕課、設備・保全担当副参事
危機管理室	5月30日(月)	防災・危機管理課、地域防災計画担当副参事、 地域防災担当課長、生活安全担当課長
地域振興部	6月27日(月)	地域振興課、都市交流推進担当副参事、 区民施設担当副参事、文化施策担当課長
	6月28日(火)	産業振興課、観光振興担当副参事、スポーツ推進課
区民部	6月30日(木)	戸籍住民課、国保年金課
	7月1日(金)	税務課、収納推進課
生活環境部	6月1日(水)	リサイクル清掃課、環境課、北区清掃事務所
福祉部	7月4日(月)	地域福祉課、大規模福祉施設整備担当副参事、 生活支援臨時特別給付金担当課長、 高齢福祉課、長寿支援課
	7月5日(火)	障害福祉課、障害者福祉センター
	7月7日(木)	生活福祉課、北部地域保護担当課長、 介護保険課
健康部	7月8日(金)	健康推進課、地域保健担当副参事、 地域医療連携推進担当課長
健康部地域保健 担当参事	7月8日(金)	

	監査実施日	対 象 課
北区保健所	7月8日(金)	生活衛生課、保健予防課、 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長
まちづくり部	6月3日(金)	都市計画課、まちづくり推進課、防災まちづくり担当課長
	6月6日(月)	住宅課、建築課
都市拠点デザイン 担当部長	6月3日(金)	都市拠点デザイン担当課長
鉄道駅関連プロ ジェクト担当部長	6月3日(金)	鉄道駅関連プロジェクト担当課長
土木部	6月13日(月)	土木政策課、事業調整担当副参事、 交通事業担当課長、事業用地担当課長、 土木管理課、道路公園課
会計管理室	5月12日(木)	会計課
教育振興部	6月22日(水)	教育政策課、学び未来課、学校改築施設管理課、 飛鳥山博物館、中央図書館
	6月23日(木)	学校支援課、生涯学習・学校地域連携課、 教育指導課、教育総合相談センター
子ども未来部	7月20日(水)	子ども未来課、子どもわくわく課
	7月21日(木)	保育課、子ども家庭支援センター、 児童相談所開設準備担当副参事
監査事務局	6月24日(金)	監査事務局
選挙管理委員会 事務局	5月12日(木)	選挙管理委員会事務局
区議会事務局	5月12日(木)	区議会事務局

2 監査事項及び範囲

主として令和3年度における予算の執行及び財産の管理等、財務に関する事務並びに契約行為について監査を実施した。

また、今年度は「指定管理者制度」を重点監査事項とし、令和3年度中の指定管理者に係る事務が適正に行われているかを検証した。

3 監査の主な着眼点

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行及び管理運営が有効かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。

(6) 指定管理者の事業報告書の点検は適正になされているか。

(7) 服務及び給与の事務処理は適正に行われているか。

【重点監査事項に係る主な着眼点】

(1) 指定管理者の財務状況を的確に把握しているか。

(2) 委託料の算出、支払の方法、時期、手続き等は適正になされているか。

(3) 指定管理者に対して業務や経理状況の報告を求め、実地調査を行っているか。

(4) 委託業務履行の状況を正確に把握し、必要な指示を適切に与えているか。

4 監査結果

東京都北区監査基準にしたがい、財務事務や事務事業が公正かつ効率的に運営されているかどうかに着目し、監査を実施した。

その結果、各事務事業における予算の執行及び財産の管理等、財務に関する事務並びに契約行為は適正であると認められ、指摘する事項はなかった。

また、「服務及び給与に関する事務」については、適正に事務処理がされているものと認められたが、一部に休暇等や休憩時間の取得誤り、旅費の請求誤りが見受けられた。引き続き、職員一人ひとりによる制度の理解に努められたい。

「備品管理等に関する事務」についても、良好に管理されているものと認められた。

備品は、金銭が形を変えたものであり財産であることから、金銭同様、引き続き、管理について意を用いられたい。

次に重点監査事項である「指定管理者制度について」は、重点監査事項に係る主な着眼点に基づき、対象所管課について監査を実施した。

その結果、適正に事務処理がされているものと認められた。

なお、一部施設において、協定に提出期限が定められている事業報告書が期限を過ぎて提出されていたものや日付の記載が無いもの、また指定管理料とは別に用途を限って支払いをしている維持修繕費、備品購入費等について、期日を超えて清算を行っているもの等が見受けられた。

指定管理者については、各施設監査等を通じて、引き続き監査を実施することになるが、指定管理者との報告書授受等、日常の業務について、より注意を払われたい。

また、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、所管課に対し口頭により注意したので、各課において対応されたい。

5 まとめ

今回の定期監査に係る要望及び所見を、以下に述べる。

(1) 新型コロナウイルス感染予防対策関連事業について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や各種支援策などに対応するため、検査・医療体制の強化に努めながら、医療機関等をはじめ区内産業への支援のほか、厳しい状況にある区民の支援にも積極的な支援策が実施された。

各所属における事業の事務処理について、適正性や公平性の維持などを点検した結果、事務処理はいずれも適正に執行されたものと認められた。

現在においても、引き続き、感染症対策や各種の支援策などに、取り組まれているところであるが、会計事務処理においても、引き続き適正性や公平性を維持しつつ、迅速かつ適切な事務処理を要望する。

(2) 債権の管理について

区では債権管理条例に基づき、債権管理審査会を経て収納困難な私債権の放棄などの整理を進められている。

各所管においては方針及び計画を立てて、対応に真摯に取り組まれているところであるが、一部に未整理と思われる収入未済が見受けられる。

調査や法的手続きの早期化、徴収可否の判断など、徴収努力と債権放棄について、より一層の債権管理に対する取り組みを期待する。